

安全データシート

作成日：2015/10/16
改訂日：2018/2/14

1. 製品及び会社情報

製品名 防災用簡易ライト バリュースタック (イエロー)
整理番号 E80515
会社名 株式会社ルミカ
住所 福岡県古賀市糸ヶ浦65
担当部門 技術本部
電話(代表) 0120-00-3930
FAX番号(代表) 092-941-1552
緊急連絡先 同上

2. 危険有害性の要約

【GHS分類】
物理化学的危険性
引火性液体 : 区分外
酸化性液体 : 区分外
健康に対する有害性
皮膚腐食性及び皮膚刺激性 : 区分3
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 : 区分2A
生殖毒性 : 区分2
環境に対する有害性
水生環境有害性(急性) : 区分3

【GHSラベル要素】
絵表示又はシンボル :



注意喚起語 : 警告
危険有害性情報 : 軽度の皮膚刺激
強い眼刺激
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
水生生物に有害

注意書き
安全対策 : 使用前に取扱説明書入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
取扱い後は手をよく洗うこと。
環境への放出を避けること。

応急措置 : 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露またはばく露の懸念がある場合: 医師の診断/手当を受けること。
皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当を受けること。
眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当を受けること。

保管 : 施錠して保管すること。
廃棄 : 法令に従い廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

成分及び含有量(wt%) :

成分名	含有量	CAS No.	官報公示整理番号		備考
			化審法	安衛法	
ポリエチレン	50~55	-	-	-	チューブ素材
ガラス	10~15	-	-	-	アンブル素材
アセチルクエン酸トリブチル	15~20	77-90-7	(2)-1327	公表	-
フタル酸ジメチル	5~10	131-11-3	(3)-1301	-	-
安息香酸ベンジル	1~5	120-51-4	(3)-1389	4-(7)-200	-
ジエチレングリコールモノエチルエーテル	1~5	111-90-0	(2)-422	公表	-
シュウ酸エステル	1~5	30431-54-0	-	-	-
過酸化水素	<1	7722-84-1	(1)-419	-	-
蛍光物質	<1	-	-	-	企業秘
触媒	<1	-	-	-	企業秘
酸化防止剤	<1	-	-	-	企業秘

4. 応急措置 (内容液に接触した場合)

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、取り除くこと。大量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。
目に入った場合 : 水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易にはずせる場合は外して洗うこと。
眼の刺激が続く場合は、医師の診断、手当を受けること。
飲み込んだ場合 : 気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。口をすすぐこと。

5. 火災時の措置

消火剤 : 粉末、二酸化炭素、大量の泡が有効である。
特有の消火方法 : 消火作業は、風上から行い、周囲の状況に応じた適切な消火方法を用いる。
関係者以外は安全な場所に退去させる。
消火を行う者の保護 : 消火作業の際は、必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
 : 作業の際には必ず保護具を着用し、漏出場所の風上から行う。
 : 漏出場所の風下の人を退避させる。
- 環境に対する注意事項
 : 濃厚な廃液が河川・下水等に排出されないように注意する。
- 回収、中和、封じ込め及び浄化方法と機材
 : 火気厳禁とし、露出した液はウエス、土砂等で吸着させ空容器に回収し、その後を多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い（内容液について）
 技術的対策
 : 漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。
 : 高温物、スパーク、火炎を避け、強酸化剤・強塩基性物質との接触を避ける。
- 注意事項
 : 蒸気やエアゾルが発生する場合には、換気、局所排気を用いる。
- 安全取扱い注意事項
 : 吸い込んだり、目、皮膚及び衣類に触れないように適切に取り扱う。
 : 作業後はうがい、洗顔、手洗いを十分にする。
- 保管
 適切な保管条件
 : 容器は直射日光を避けて貯蔵し、密閉して、大気との接触を避ける。
 : 高温・低温・多湿を避けて保管する。
 : 火気、熱源を避けて保管する。
- 安全な容器梱包材料
 : 消防法等関連法令の定めるところに従う。

8. 暴露防止及び保護措置（分解及び破壊を行う場合）

- 設備対策
 : 屋内作業場での使用の場合は発生源の密閉化又は局所排気装置を設置する事が望ましい。
 : 取扱場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明示する。
- 管理濃度
 許容濃度
 ACGIH
 : TLV-TWA フタル酸ジメチル 5mg/m³
 : TLV-TWA 過酸化水素 1 ppm
- 保護具
 呼吸器の保護具
 : 防毒マスク、簡易防毒マスク等
- 目の保護
 : 保護眼鏡。状況に応じ保護面。
- 手の保護
 : 保護手袋。
- 皮膚、及び身体の保護具
 : 保護衣。状況に応じ、保護長靴。

9. 物理/化学的性質

- 外観
 : プラスチックの柱状固体
- 臭い
 : 無臭
- pH
 : データなし
- 融点・凝固点
 : データなし
- 沸点、初留点および沸騰範囲
 : データなし
- 引火点(内容液)
 : 110°C (セタ密閉式)
- 燃焼または爆発範囲の上限・下限
 : データなし
- 蒸気圧
 : データなし
- 蒸気密度
 : データなし
- 比重
 : 0.94 (チューブ全体)
 : 1.10 (内容液)
- 溶解度
 : 部分的に水に可溶
- n-オクタノール/水分配係数
 : データなし
- 自然発火温度
 : データなし
- 分解温度
 : データなし

10. 安定性及び反応性

- 化学的安定性
 : 適切な条件下においては安定
- 危険有害反応可能性
 : 安定
- 避けるべき条件
 : 高温、湿気、光により劣化の可能性がある。
- 危険有害な分解生成物
 : 一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素

11. 有害性情報

- 急性毒性（経口）
 : 加算式に従い混合物の推定急性経口毒性の値が30,230 mg/kgであると算出した。よって、GHS区分は区分外となる。
- 急性毒性（経皮）
 : 加算式に従い混合物の推定急性経皮毒性の値が41,920 mg/kgであると算出した。よって、GHS区分は区分外となる。
- 急性毒性（吸入：蒸気）
 : 加算式に従い混合物の推定急性吸入毒性の値が571 mg/Lであると算出した。よって、GHS区分は区分外となる。
- 皮膚腐食性/刺激性
 : 混合物としてのGHS区分は、区分3となる。
- 眼に対する重篤な損傷/目刺激性
 : 混合物としてのGHS区分は、区分2Aとなる。
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
 : データなし
- 生殖細胞変異原性
 : データなし
- 発がん性
 : データなし
- 生殖毒性
 : 混合物としてのGHS区分は、区分2となる。
- 特定標的臓器/全身毒性（単回ばく露）
 : データなし
- 特定標的臓器/全身毒性（反復ばく露）
 : データなし
- 吸引性呼吸器有害性
 : データなし

12. 環境影響情報

- 生態毒性
 水生環境有害性（急性）
 : 混合物としてのGHS区分は、区分3となる。
- 水生環境有害性（長期間）
 : データなし
- 残留性/分解性
 : データなし
- 生体蓄積性（BCF）
 : データなし
- 土壌中の移動性
 : データなし

オゾン層への有害性 : データなし

13. 廃棄上の注意

- ・廃棄物は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- ・地域の規則に従う。

14. 輸送上の注意

- 国際規則
 国連分類 : 該当なし
 海洋汚染物質 : 該当なし
 国内規則 : 該当なし
 輸送時の安全対策 : 運搬に際しては、容器に破損、漏れのないことを確認し、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を確実にし、法令の定めるところに従う。

15. 主な適用法令

各成分の適用法令:

適用法令	成分名	項目
労働安全衛生法	フタル酸ジメチル	名称等を通ずべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)No. 480
	過酸化水素	名称等を通ずべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)No. 126 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法57条、施行令第18条)
消防法	アセチルクエン酸トリブチル	第4類 第三石油類 危険等級III
	安息香酸ベンジル	第4類 第三石油類 危険等級III 非水溶性
	フタル酸ジメチル	第4類 第三石油類 危険等級III
	ジエチレングリコールモノエチルエーテル	第4類 第三石油類 危険等級III 水溶性
化審法	安息香酸ベンジル	優先評価化学物質
	ジエチレングリコールモノエチルエーテル	優先評価化学物質
	過酸化水素	優先評価化学物質
海洋汚染防止法	フタル酸ジメチル	施行令別表第1 有害液体物質 Y類物質
	過酸化水素	施行令別表第1 有害液体物質 Y類物質

混合物としての適用法令:

適用法令	項目
労働安全衛生法	名称等を通ずべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (フタル酸ジメチル1%以上)
	名称等を通ずべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) (過酸化水素0.1%以上)
消防法	第4類 第三石油類 危険等級III
海洋汚染防止法	施行令別表第1 有害液体物質 Z類物質

16. その他の情報

- 参考文献 : 東京化成 「o-アセチルクエン酸トリブチル」 SDS (2012)
 M. Hirata et al., Bull. Natl. Inst. Health Sci., 2012, 130, 31-42.
 東京化成 「安息香酸ベンジル」 SDS (2014)
 和光純薬 「フタル酸ジメチル」 SDS (2014)
 Sigma Aldrich 「Bis-(3, 4, 6-trichloro-2-(pentylloxycarbonyl)phenyl)oxalate」 SDS (2012)
 東京化成 「ジエチレングリコールモノエチルエーテル」 SDS (2013)
 Sigma Aldrich 「Diethylene glycol monoethyl ether」 SDS (2014)
 和光純薬 「過酸化水素」 SDS (2014)
 GHS混合物分類判定システム (Ver1.2) 経済産業省

中毒の緊急問合せ先

: 財団法人 日本中毒情報センター

	一般市民専用	医療機関専用
大阪中毒110番	072-727-2499	072-726-9923
つくば中毒110番	029-852-9999	029-851-9999

記載内容の取扱い:

本安全データシートは、現時点で入手できる資料、情報、データに基づき作成しておりますが、情報の正確さ、製品の安全性を保証するものではありません。また、本データシートは新たな情報を入手した場合には追加、または訂正されることがあります。